

保存版

保護者様

平成29年6月2日

京都市立明德小学校
校長 岡本 雅文

特別警報・台風・地震等に対する非常措置についてのお知らせ

京都市【(京都・亀岡)(京都府南部)と表示される場合もあります】に『特別警報』・『暴風警報』・『震度5弱以上』の地震が発生した時は下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意してください。その他の警報につき非常措置の場合は、ホームページやPTAメール配信等でお知らせします。

記

※ 登校前に発令された場合

1 『特別警報』が発令された場合

解除されるまでは命を守る行動を取ることを前提とし、登校を見合わせ自宅待機させてください。

- 「特別警報」が解除された場合については、下記のような措置を取ります。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ・午前0時までに解除になった場合 | 5校時(午後1時55分)より始業(給食は中止) |
| ・午前0時現在、特別警報発令中場合 | 臨時休業 |

2 『暴風警報』が発令された場合

- 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 「暴風警報」が解除された場合については、下記のような措置を取ります。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ・午前7時までに解除になった場合 | 平常授業 |
| ・午前9時までに解除になった場合 | 3校時(午前10時50分)より始業 |
| ・午前11時までに解除になった場合 | 5校時(午後1時55分)より始業(給食は中止) |
| ・午前11時現在で暴風警報が発令されている場合 | 臨時休業 |

3 『震度5弱以上』の地震が発生した場合

- 次の登校日を臨時休業とします。

- | | |
|---------------------|----|
| ・下校後、深夜0時までに発生した場合 | 翌日 |
| ・深夜0時以降、登校までに発生した場合 | 当日 |

- 『震度5弱以上』の地震が、休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ、PTAメール配信、校門前掲示等で授業を実施する旨を連絡します。

- 臨時休業とした場合の登校再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認し、ホームページ、PTAメール配信、校門前掲示等で連絡します。

※ 在校中に発令された場合

- 直ちに臨時休業とします。
- ただし、下校の安全が確認できるまでは、原則として児童を学校に留め置きます。
- その後、帰宅させるか学校に留め置くかは、保護者への引き渡し方法もふまえ、適切な状況判断により決定し、ホームページやPTAメール配信等でお知らせします。

* 区域外通学している場合は、町別で集団下校できませんので、保護者の方のお迎えをお願いします。

* 緊急連絡先については常に最新のものを担任にお知らせください。(携帯電話が変更されて連絡ができないことがあります。)

* 放課後まなび教室も同様に臨時休講となります。

* 学校が外部との連絡ができなくなりますので、電話でのお問い合わせは、できる限りご遠慮いただきますようご協力をよろしくお願いします。